

## 日本 OSS 推進フォーラム規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 団体の名称は、日本 OSS 推進フォーラムと称する。英語名称は、Japan OSS Promotion Forum と称する。

#### (事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所を設置しない。

2 本団体は、主たる事務所の設置が必要となった場合、理事会の承認により、主たる事務所を設置することができる。

### 第2章 定義

#### (定義)

第3条 OSS とは、オープン・ソース・ソフトウェア（以下、OSS）の略である。OSS は、ソフトウェアのソースコードが公開されており、その入手、変更、実行、コピー、再配布、研究を自由に実施できる米国の Open Source Initiative (OSI) によって認証されたライセンスが定義されているソフトウェアを指す。

### 第3章 目的および事業

#### (目的)

第4条 本団体は、OSS の発展のための課題解決に向けた取り組み、および OSS によるオープンなイノベーションの促進を目的とする。

#### (事業)

第5条 本団体が行う事業は、次のとおりとする。

- (1) OSS に関する調査および研究開発
- (2) OSS に関する関係官公庁、諸団体との連絡調整・連携の実施
- (3) OSS に関する普及啓発宣伝
- (4) 海外との OSS に関する諸連携活動
- (5) OSS 普及促進のため、関連諸団体との連携活動
- (6) 前各号の他、本団体の目的を達成し、これを継続するために必要な活動

### 第4章 会員

#### (種別)

第6条 本団体の会員は、理事会員、特別会員および一般会員とする。

2 理事会員は、本団体の目的に賛同し、本団体の事業に係る責任を果たす能力およびこれらに関し責任を持った発言能力を有する法人とする。理事会員の完全子会社に所属する個人は、理事会員が指定す

れば、その会員に所属する個人と見なすことができる。

3 特別会員は、本団体の目的に賛同し、本団体の事業に係る責任を果たす能力およびこれらに關し責任を持った発言能力を有する個人もしくは団体とする。

4 一般会員は、本団体の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、個人もしくは団体とする。

#### (有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は、本団体の事業年度とする。

#### (会員資格の継続)

第8条 会員資格有効期間が満了する場合には、継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、本団体の定める方法による継続意思の確認をもって継続される。

#### (入会・会員種別変更)

第9条 本団体への入会または会員種別の変更を希望する者は、別に定める入会申込書を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

2 会員になろうとするときは、法人または団体の代表者として本団体に対しその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を、理事会に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更の旨を理事会に報告しなければならない。

#### (退会)

第10条 会員が本団体を退会しようとするときは、退会の旨を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

2 会員が次号に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 解散又は破産したとき。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の表決を得て、これを除名することができる。

(1) 本団体の規約又は規則に違反したとき。

(2) 本団体の名誉を毀損し又は本団体の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに、除名の表決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第5章 役員

#### (種類および定数)

第12条 本団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

3 前項の理事長をもって本団体の代表理事とする。

#### (役員および理事の選任)

第13条 理事は、理事会員に所属する個人から選任する。

2 理事長は、理事会において、理事から選任する。

#### (職務)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、業務を執行する。
- 2 理事長は、本団体を代表し、この規約で定めるところにより、業務を統轄する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回程度、職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 4 理事会の招集が間に合わない個別案件については理事長に委任し、事後に理事会に報告する。

#### (任期)

- 第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (解任)

- 第16条 理事が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を得て、当該理事を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) その他正当な理由が認められるとき
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該理事にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

## 第6章 入会金・会費

#### (会費)

- 第17条 本団体の入会金・会費は無料とする。

## 第7章 会議

#### (種別)

- 第18条 本団体の会議は、理事会とする。

## 第8章 理事会

#### (構成)

- 第19条 理事会は理事により構成する。

#### (権能)

- 第20条 理事会は、この規約で定めるものの他、次の事項を表決する。

- (1) 規約の変更  
(2) 解散  
(3) 合併  
(4) 事業報告  
(5) 事業計画  
(6) 理事、理事長の選任または解任  
(7) WGの設立または閉会

- (8) 顧問の承認
- (9) 会員の入会、退会および会員種類の変更の承認
- (10) その他運営に関する重要事項

**(開催)**

第21条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 2 通信を利用した遠隔会議による理事会の開催を可能とする。

**(招集)**

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事会において、理事長は議長を代行するものを任命することができる。

**(定足数)**

第24条 理事会は、理事の3分の2の出席をもって成立する。

**(表決)**

第25条 理事会における表決事項は、第31条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 電子メールにて理事の過半数が議案に同意すれば理事会で決議されたものとみなす。

**(表決権等)**

第26条 理事は、表決権を有するものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、第23条および前条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

**(議事録)**

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面による表決者および表決代理人を含む。）
- (3) 表決事項
- (4) 議事の経過の概要および表決の結果

## **第9章 規約の変更、解散および合併**

**(規約の変更)**

第28条 本団体が規約を変更しようとするときは、理事の3分の2以上の多数による表決を得なけれ

ばならない。

(解散)

第29条 本団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 理事会の決議
- (2) 合併

2 前項第1号の事由により本団体が解散するときは、理事会員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

(清算および清算人)

第30条 清算人は、理事会において選任する。

2 清算人は、本団体を代表し、清算に必要な一切の行為をする権限を有する。

(合併)

第31条 本団体が合併しようとするときは、理事の4分の3以上の表決を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第32条 本団体の公告は、本団体のホームページに掲載して行う。

## 第11章 顧問

第33条 本会は、理事会の承認を得て、顧問を委嘱（いしょく）することができる。

2 顧問は、本会の運営に関する事項について、理事長の求めに応じ理事会において、意見を述べる事ができる。

3 顧問の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

4 顧問が任期途中に辞任するときは、辞任の旨を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

## 第12章 細則

(細則)

第34条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の表決を経て、理事長がこれを定める。

## 細則

1 本団体の活動により生じた著作物の取り扱いについては、当該著作物の著作権者と本団体との間で別途協議のうえ決定するものとする。